

○ 清涼飲料水

1 ミネラルウォーター類

(2) 殺菌又は除菌を行っていないもの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のもの)

イ 製造基準

《一般基準》

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

《個別基準》

原水にあつては、1ml当たりの細菌数が100以下であり、かつ、大腸菌群が陰性でなければならない。